

＜特別研究会報告要旨＞

第1回「中山間」研究会（10月9日）

中山間地域における土地管理と 制度をめぐる問題

（全国農地保有合理化協会）古江 睦明

中山間地域における土地管理制度については、91年の山村振興法の改正で第3セクターによる森林、農用地等の保全を図るための措置を規定したような地域振興法の系譜と、受け手のいない農地の管理のために92年の農地法施行令改正と構造改善局長通達で農地保有合理化法人に市町村公社を追加し、農地保有合理化法人の保有農地の管理耕作を認めるというような農地制度・担い手育成の系譜の二つがあり、両者は次第に接近してきている。

中山間地域の土地管理に関する制度としては、まず第1に前述した山村振興法による森林・農用地等を保全する第3セクターの支援があげられる。第2は農地保有合理化事業による農地管理で、これについては農業経営基盤強化促進法で農業生産法人出資育成事業、研修事業の創設や中間保有・再配分機能の強化等農地保有合理化法人の機能強化が図られている。第3は農業経営基盤強化促進法で設けられた特定農業法人制度で、これは集落を基盤としてその地域合意に基づき出てきた農地をその法人が全て引き受けるというものである。この他農林地所有権移転等促進事業等の特定農山村法による農用地の管理がある。

第2回「中山間」研究会（11月27日）

山村における資源管理の現状と 管理制度、政策

——林業サイドからの検討——

（全国森林組合連合会）志賀 和人

森林管理制度の枠組みについてみてみると、森林法では森林計画制度の体系、林野制度の中での唯一のゾーニング制度である保安林制度を中心にその枠組みが構成されている。直接的に人工林を中心とした森林や施業のあり方を規定したものとして造林補助制度も重要であるが、1986年の林政審の答申によりそれまでの拡大造林政策が転換され、環境保全といった木材生産以外の機能を重視した新しい事業カテゴリーも生まれている。91年の森林法改正で流域管理政策が打ち出され、96年には林野三法も成立した。90年代に入ってから一方で省庁横断的な森林・山村対策が出され、他方で林業の枠内で効率性を追求する動きも強まっているのが特徴である。

森林管理をめぐる今後の課題としては、総合的な土地利用計画の中で、さらには農業、環境、自然保護、山村政策等との関連で森林法制や森林政策を考えていく必要性、その際に法制度とともに執行を担う組織と人材の育成が重要であること等が指摘される。

第3回「中山間」研究会（2月24日）

土地改良区・施設管理の現状と問題点

（全国土地改良事業団体連合会）浜田 忠久

土地改良区の組織、事業、施設管理や業務執行体制、財政等の現状を概括したうえで、土地改良区の管理運営をめぐる問題についてみれば、土地改良施設の増加、大規模化、高度化にともなう管理技術面での高度化の要請に対応しきれていないこと、農業・農村をめぐる情勢の変化に伴う土地改良区の組織基盤、財政運営の悪化の問題、都市化、混住化、農家の減少・高齢化等にもなう施設管理の困難化等が指摘される。

（文責・田畑 保）

（各報告の詳細は「中山間」研究資料第3号『中山間地域における地域資源管理の現状と制度的課題』を参照していただきたい。）